

和歌山市立名草小学校育友会規約

	昭和62年	4月29日
改訂	平成元年	5月1日
改訂	平成4年	4月30日
改訂	平成5年	4月30日
改訂	平成12年	4月26日
改訂	平成14年	4月25日
改訂	平成16年	4月26日
改訂	平成22年	4月23日
改訂	平成24年	4月20日
改訂	平成25年	4月1日
改訂	平成26年	4月25日
改訂	平成27年	4月24日
改訂	平成28年	4月18日

第一章 総則

- 第一条 本会は和歌山市立名草小学校育友会とよび、事務所を名草小学校に置きます。
- 第二条 本会の目的は、家庭と学校が力を合わせて民主教育を推進し、積極的に児童の福祉を増進することにあります。
- 第三条 本会は、前条の目的を達成するため次の各号の実現に努力します。
- 一、各人の人格を尊重し、民主教育に対して理解を深めること。
 - 二、保護者と教職員の協力によって、家庭の正しいしつけ・学習指導を研究すること。
 - 三、教育上必要な設備・教材教具等の充実を図り、豊かな教育環境をつくること。
 - 四、心身の健全な発達を図るため、保健衛生教育の振興に努めること。
 - 五、学校教職員の研修に協力すること。
 - 六、会員相互の親睦を図り、教養を高め生活改善に努めること。
- 第四条 本会の方針は次のとおりです。
- 一、教育を本旨とする民主団体として活動します。
 - 二、非営利的・非宗教的・非政治的にであります。
 - 三、児童福祉のために活動する他の社会的団体その他の機関と協力します。
 - 四、自主独立のものであって他の支配・干渉・統制等は受けません。

第二章 会員

- 第五条 本会の会員となりえるものは次のとおりです。
- 一、学校に在籍する児童の保護者、学校長及び教職員。
 - 二、本会の目的及び方針に賛同し、常任委員が推薦した地区在住の人。
- 第六条 本会の会員はすべて平等な権利と義務をもちます。

第三章 役員

- 第七条 役員は、次のとおりです。
- 会長 1名、 副会長 若干名、 書記・会計 若干名、

女性代表 1名、 女性副代表 若干名、
地区代表委員 各地区2名、 会計監査委員 2名

- 一、 会長・女性代表・副女性代表は、総会において選出します。但し、会計監査委員は他の役員を兼務することはできません。
 - 二、 副会長・会計・書記は、会長がこれを委嘱します。
 - 三、 地区代表委員は各地区において選出し、会長がこれを委嘱します。但し、地区代表委員は、副会長・書記・会計を兼務することができます。
 - 四、 役員は専門部員・学級委員を兼務することができません。
- 第八条 役員の仕事は次のとおりです。
- 一、 会長は、会務を総理し本会を代表します。
 - 二、 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその代理を務めます。
 - 三、 書記は、すべての議事を正確に記録し、各種会合の通知をします。
 - 四、 会計は、すべての収支を司り、領収書を保管し、会計監査を経て総会に報告します。
 - 五、 女性代表は、副代表と共に市PTA連合会との連携を図り、女性部の活動の充実に努めます。
 - 六、 地区代表委員は、地区を代表し、会員相互の連携を図ります。
- 第九条 役員の仕事は一箇年とし、就任の日から次の定期総会の日までとします。但し、再任は妨げません。
また、欠員が生じた場合は、次回改選まで欠員とするか、当該役員を会長が委嘱します。この場合、総会の承認はしないものとします。欠員のために委嘱された役員の仕事は、その残存期間とします。
- 第十条 本会に顧問を置くことができます。顧問は、会長と常任委員の承認を要します。

第四章 機関

- 第十一条 本会に次の機関を置きます。
総会・常任委員会・本部役員会・専門部会
- 第十二条 総会は本会の最高議決機関であって、定期総会・臨時総会とします。
- 一、 定期総会は、毎年新学年開始後2箇月以内に会長が召集して開きます。
 - 二、 臨時総会は、常任委員が必要と認めた場合、また、会員の過半数の要求があった時、臨時に会長が召集して開きます。
 - 三、 総会は委任状を含む会員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって有効とします。
 - 四、 総会の議長は、その都度出席した会員の中から選出します。
- 第十三条 総会は次のことを行います。
- 一、 役員の仕事
 - 二、 会費及び予算案の議決・決算の報告承認
 - 三、 規約の改廃
 - 四、 事業計画の承認
 - 五、 その他の提出議案の承認
- 第十四条 常任委員会は、役員・各専門部部長・同副部長・学校長・教頭・教務主任・及び専門部所属教職員各1名で構成します。
常任委員会は、每学期初め会長が召集します。

但し、会長が必要と認めた場合、または常任委員会の3分の1以上の要求があった場合、随時、開くことができます。

第十五条 常任委員会は、次のことを行います。

- 一、 本会の目的達成に必要な事業の審議承認
- 二、 各専門部の行事計画のうち必要事項の審議及び調整
- 三、 その他必要と認める事項の審議承認

第十六条 本部役員会は、役員（会計監査委員を除く）と学校長・教頭・教務主任で構成し、随時会長が召集します。

第十七条 本部役員会は次のことを行います。

- 一、 本会の目的達成に必要な事業案の作成
- 二、 各専門部会との調整
- 三、 総会提出議案の作成
- 四、 校外活動への参加
- 五、 地区・専門部・学校間相互の連絡調整
- 六、 緊急事項の処理

第十八条 専門部会は、本会行事の細部を企画し、その実施の推進体となります。専門部会は、専門部員として各地区から推薦された保護者と、学校長が推薦する教職員を、会長が委嘱し構成します。

第十九条 専門部会は、次に掲げる各部事業の企画立案を行います。

一、生活環境部

生活指導部 地区における児童の生活を守り、会員と協力して指導にあたります。

環境整備部 児童・会員の福利厚生に務めるとともに施設の備品の充実を図る。

二、給食文化部

給食部 学校給食の充実を図ります。

文化部 児童ならびに会員の文化的教養の向上を図ります。

三、保健体育部 児童と会員に健全な体育運動と保健衛生上の環境を整えます。

四、広報部 広報活動を通じ会員相互の交流を深め、文化の発展に寄与します。

五、交通指導部 児童の交通安全を図ります。

第二十条 学級委員は、当校卒業式(毎年)及び中学校入学式(3年毎)の保護者の代表として役割を担う。

一、 その構成は、6学年の所属で、各学級2名以上とします。

二、 委員は、各学級の推薦により会長が委嘱します。

三、 選出については、6月の学級懇談会で行う。

第二十一条 会計監査委員は、会計の監査を年一回以上行い、総会時に報告します。

第二十二条 本会のすべての委員会は、その出席者の過半数をもって議決します。

第五章 会計

第二十三条 本会の会計は、次のとおりです。

一、 本会の経費は、会員の納める会費をもってこれにあてます。

二、 本会の経費は、月額一口100円で三口以上とします。

三、 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

四、 会計簿は会員の要求があればいつでも公開します。経理状況は毎年1回以上総会に報告し、承認を受けます。

第二十四条 本会の特別会計は、次のとおりです。

- 一、 特別会計は、本会の目的をより効果的に達成させるため臨時的に執行する会計です。
- 二、 特別会計の経費は、第二十三条に定める会計の差引残高の一部・育友会行事の収益金・寄付金等をもってこれにあてます。
- 三、 特別会計の執行は、総会または常任委員会の承認が必要とします。
- 四、 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
- 五、 経理状況は毎年1回以上総会に報告し、承認を受けます。

付則

(ア)各専門部会は、部員の互選により部長1名・副部長2名を選出します。

(イ)学校長は役員になれませんが、本会の指導者としてあらゆる会合に出席し、意見を述べるすることができます。

(ウ)会長・女性代表・女性副代表の選出方法は次のとおりです。

- ① 地区代表委員各2名・学校長・教頭で、毎年度12月末日までに役員候補者選考委員会を組織し、決定と同時に解消します。
- ② 役員候補者選考委員会は立候補の受付を1月中に行い、定期総会に報告します。定期総会では、立候補者が多い場合は、出席者の無記名投票によって選出し、立候補者が1名の場合は、出席者の承認を得ることによって選出されます。
- ③ 立候補者のない場合は、役員候補者選考委員会が候補者を推薦して、定期総会に報告し承認を得ることによって選出されます。

(エ)毎年3月15日までに、各地区は次期地区代表委員2名と次期専門部員14名から35名（若干の増減は認める）を選び、専門部の所属を決めます。